

証券コード3106

平成28年6月7日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号
(大阪本社 大阪府中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉敷紡績株式会社
取締役社長 藤田晴哉

第208回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、このたびの平成28年熊本地震により被災されました皆様には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、下記のとおり第208回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日おさしつかえの節は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、まことにお手数ではございますが後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成28年6月28日（火曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう、おりかえしご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（4頁から5頁）をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第208期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第208期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 第208期剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第8号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
第9号議案 取締役8名選任の件
第10号議案 監査役1名選任の件
第11号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 決議事項に関する補足説明

第9号議案から第11号議案につきましては、監査等委員会設置会社への移行を目的とした第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されなかった場合、任期満了等により取締役および監査役が法令に定める員数を欠くこととなりますので、当社の業務執行および監査に支障が生じる事態を避けるため、付議しております。

従いまして、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されなかった場合、第9号議案から第11号議案につき審議・採決いたしますので、当日おさしつかえの節は、第2号議案の賛否にかかわらず、第9号議案から第11号議案につきましても、前記のいずれかの方法によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、第9号議案から第11号議案につきましては、審議・採決はいたしませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによる方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書
- ④計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp>) に掲載させていただきます。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まではお取扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話：0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 【ご参考】

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

当連結会計年度において繊維事業部門での循環取引等の不適切行為が判明し、これに伴い第2四半期決算発表の遅延、さらには過年度決算の訂正等を行うこととなり、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、倫理ある事業活動を推進し、グループ一丸となって信頼回復に努めてまいります。

#### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益と雇用・所得の改善を背景に、設備投資や個人消費は底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調にありましたが、中国の景気減速やその他の新興国の成長鈍化などが、徐々にわが国の景気にも影を落としはじめました。

このような環境下にあって当社グループは、中期経営計画「Future'15」の基本方針である「海外戦略の充実」のもと、引き続き成長分野・新規市場の開拓と深耕、生産・販売拠点の拡充と再構築、新商品・新技術の開発等に注力しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,732億円（前年同期比2.2%増）、営業利益は43億4千万円（同58.6%増）、経常利益は45億2千万円（同20.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億円（同127.4%増）となりました。

なお、本年2月、研究・開発力の強化などを目的とする「クラブウ先進技術センター」（大阪府寝屋川市）が竣工しました。

各事業別の概況につきましては、次のとおりであります。

#### (繊維事業)

原糸分野は、国内外の連携によるグローバルな生産・販売により好調に推移しました。繊維資材分野は、フィルター向け不織布などが堅調に推移し、デニム分野も付加価値素材が順調でした。

一方、ユニフォーム分野およびカジュアル分野は、円安による輸入コストの増加などからきびしい状況が続きました。

海外子会社におきましては、ブラジルは市況低迷などにより低調でしたが、東南アジアは受注が回復し、堅調に推移しました。

この結果、売上高は887億円（前年同期比2.3%減）、営業利益は12億1千万円（同46.4%増）となりました。

### （化成品事業）

自動車内装材向け軟質ウレタンフォームは、国内の自動車の生産台数が減少するなどきびしい状況が続きました。また、中国とブラジルの子会社におきましても景気減速の影響などにより業績が低迷しました。

住宅建材分野は、新設住宅着工戸数が低水準であったことなどにより低調でした。

一方、機能フィルム分野は、文具向け製品などが堅調に推移し、半導体関連商品も好調でした。

この結果、売上高は488億円（前年同期比2.4%増）、営業利益は2億3千万円（前年同期は営業損失2億5千万円）となりました。

### （不動産活用事業）

不動産活用事業は、賃貸事業の推進に注力した結果、売上高は75億円（前年同期比0.9%増）、営業利益は32億9千万円（同2.1%増）となりました。

### （工作機械事業）

主力の横中ぐりフライス盤は、国内販売が好調に推移しました。また、海外については、米国向けが堅調に推移したものの、中国や韓国などアジア向けが低調でした。

この結果、売上高は75億円（前年同期比9.9%増）、営業利益は2億5千万円（同58.0%減）となりました。

### **(エレクトロニクス事業)**

飲料容器やシーツの検査装置は、堅調に推移しました。また、子会社における半導体洗浄関連装置は大型案件があり好調でした。

この結果、売上高は62億円（前年同期比26.5%増）、営業利益は6億8千万円（同422.1%増）となりました。

### **(食品事業)**

即席めん具材が堅調に推移し、スープ市場向けおよび製菓向け製品も好調でした。

この結果、売上高は68億円（前年同期比12.2%増）、営業利益は6億9千万円（同22.4%増）となりました。

### **(その他の事業)**

エンジニアリング事業は、全般に売上規模は拡大しましたが、工事費用の増加により利益面ではきびしい状況が続きました。

バイオメディカル事業は、遺伝子受託解析サービスおよび海外向けの核酸自動分離装置が堅調に推移しました。

この結果、その他の事業の売上高は74億円（前年同期比33.4%増）、営業損失は1億9千万円（前年同期は営業損失3億9千万円）となりました。

## **(2) 不適切行為について**

当連結会計年度において、繊維事業部門での一部製品の検査成績表の不備、循環取引等の不適切行為が判明しました。

製品の検査成績表の不備につきましては、社外弁護士を委員に加えた調査委員会（委員長：当社取締役社長）、循環取引等の不適切行為につきましては、弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会（委員長：茂木社外監査役）が、それぞれ事実関係および原因究明に関する調査を行いました。調査の結果に基づき、過年度決算の訂正等を行うとともに、社員の意識改革、内部統制の強化等の再発防止策を策定し、実施しました。

また、循環取引等の不適切行為に対する調査期間中、繊維事業部門のグループ会社において、横領事案が判明し、当該グループ会社の顧問弁護士等による調査を行い、再発防止策を策定し、実施しました。

### (3) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、雇用・所得の改善や経済対策の効果などにより、景気は緩やかながら回復基調をたどるものと予想されますが、世界経済の先行き如何によっては、きびしい状況へ転じることも懸念されます。

このような状況のなか、当社グループは、平成28年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Advance' 18」をスタートしました。「Advance' 18」は、確たる技術力と提案力でもって着実な事業の拡大と持続的成長を目指すことを目的に策定した平成32年3月期を最終年度とする「長期ビジョン」を達成するための重要なステージとなります。

「Advance' 18」では、前中期経営計画「Future' 15」で実施した海外拠点の拡充や事業の再構築等の施策を検証し、その結果をもとに、「収益拡大に向けた事業変革」を新たな基本方針として、常に当社グループが時代に先駆けるというマインドを高く持ちながら、未来を見据えた事業の再構築と社会に信頼される企業づくりを推進し、企業価値の向上に注力してまいります。

また、今後、不適切行為が発生しないよう、引き続き倫理ある事業活動の推進に努めてまいります。

### (4) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額72億円であります。

なお、主要なものは、「徳島バイオマス発電所」建設のための投資および「クラボウ先進技術センター」新築のための投資であります。その他に、生産設備の新設・増強を実施しました。

## (5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 205 期<br>(平成25年)<br>(3 月 期) | 第 206 期<br>(平成26年)<br>(3 月 期) | 第 207 期<br>(平成27年)<br>(3 月 期) | 第 208 期<br>(平成28年)<br>(3 月 期) |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 146,868                       | 164,847                       | 169,527                       | 173,229                       |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 2,123                         | 3,130                         | 3,762                         | 4,521                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 764                           | 1,471                         | 1,146                         | 2,608                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円)           | 3.31                          | 6.38                          | 4.97                          | 11.33                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 180,614                       | 184,656                       | 195,754                       | 181,549                       |
| 純 資 産 (百万円)               | 88,282                        | 89,301                        | 95,909                        | 88,759                        |

- (注) ①過年度の決算を訂正したため、第205期から第207期までの売上高等については、訂正後の数値を記載しております。
- ②「企業結合に関する会計基準」等を適用し、従前の「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示しております。
- ③1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。
- ④第206期は、売上高は、繊維事業の原糸分野や海外子会社および化成品事業の自動車内装材向け軟質ウレタンフォームが増収となったことなどにより増加し、また、利益面でも、繊維事業やエレクトロニクス事業の業績が回復したことなどにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。
- ⑤第207期は、工作機械事業、食品事業の業績が順調に推移したことなどにより、売上高、経常利益ともに増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に繊維事業における貸倒損失を計上したことなどにより減少しました。また、総資産は、売上債権や投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。
- ⑥当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。また、総資産は、投資有価証券の減などにより減少し、純資産は、その他有価証券評価差額金の減などにより減少しました。

## 2. 当社グループの概況 (平成28年3月31日現在)

### (1) 当社グループの主要な事業内容

| 事業区分       |            | 事業の内容                                                                    |
|------------|------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 繊維事業       |            | 綿、合繊、羊毛その他素材の繊維製品（糸、織物、編物および二次製品）、不織布の製造・販売、補強ネットの製造・販売および綿、合繊織編物の染色整理加工 |
| 化成製品事業     |            | ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能性フィルム、精密ろ過関連製品および高性能エンブラ製品の製造・加工・販売               |
| 不動産活用事業    |            | 不動産の賃貸およびホテル、自動車教習所等の経営ほか                                                |
| 工作機械事業     |            | 工作機械、産業機械等の製造・販売                                                         |
| エレクトロニクス事業 |            | 色彩管理、生産管理、CAD等に関する情報システム機器および検査・計測システムの製造・販売・保守                          |
| 食品事業       |            | 真空凍結乾燥食品の製造・販売                                                           |
| その他の事業     | エンジニアリング事業 | 環境・リサイクル関連の各種プラント、設備および機器の設計・製作・施工・販売                                    |
|            | その他        | バイオ関連製品の製造・販売ほか                                                          |

(注)上記の事業区分について整理・統合を行い、平成28年4月1日より、「繊維事業」「化成製品事業」「環境メカトロニクス事業」「食品・サービス事業」「不動産事業」の5つの事業区分に変更しております。

## (2) 当社グループの主要な事業所

### ①子会社

子会社の所在地は、後記(5)のとおりです。

### ②当社

| 区 分       | 名 称       |           | 所 在 地         |
|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 営業所および研究所 | 大 阪 本 社   |           | 大 阪 市 中 央 区   |
|           | 大 東 京 支 社 |           | 東 京 都 中 央 区   |
|           | 香 港 営 業 所 |           | 中 国 香 港       |
|           | 技 術 研 究 所 |           | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
| 工 場       | 織 維       | 丸 亀 工 場   | 香 川 県 丸 亀 市   |
|           |           | 安 城 工 場   | 愛 知 県 安 城 市   |
|           |           | 徳 島 工 場   | 徳 島 県 阿 南 市   |
|           | 化 成 品     | 寝 屋 川 工 場 | 大 阪 府 寝 屋 川 市 |
|           |           | 裾 野 工 場   | 静 岡 県 裾 野 市   |
|           |           | 群 馬 工 場   | 群 馬 県 伊 勢 崎 市 |
|           |           | 鴨 方 工 場   | 岡 山 県 浅 口 市   |
|           |           | 三 重 工 場   | 三 重 県 津 市     |

(注)平成28年3月29日開催の取締役会において、平成28年7月末を目途に香港営業所を閉鎖することを決定しました。

## (3) 当社グループの従業員の状況

|                      |
|----------------------|
| 従業員数(前連結会計年度末比増減)(人) |
| 4,563 (△65)          |

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー1,135人がおります。

## (4) 当社グループの主要な借入先

| 借 入 先                     | 借 入 額 |
|---------------------------|-------|
|                           | 百万円   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 4,319 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 4,134 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 3,661 |

## (5) 当社の重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の異動

大正紡績(株)およびサイアム・クラブウ(株)は、当期から重要な子会社として記載しないこととしました。

### ②重要な子会社の状況

| 区分 | 会社名              | 資本金    | 当社の議<br>決権は<br>出資比<br>率 | 主要な事業内容                    | 所在地    |
|----|------------------|--------|-------------------------|----------------------------|--------|
| 国内 | 倉敷機械(株)          | 954百万円 | 100%                    | 工作機械・産業機械等の製造・販売           | 新潟県長岡市 |
|    | 日本ジフィー食品(株)      | 440百万円 | 83.3                    | 真空凍結乾燥食品の製造・販売             | 大阪市中央区 |
|    | 倉敷繊維加工(株)        | 350百万円 | 100                     | 不織布・ニット製品・補強ネット等の製造・販売     | 大阪市中央区 |
|    | (株)クラブウインターナショナル | 350百万円 | 100                     | 繊維製品の製造・加工・販売              | 大阪市中央区 |
|    | 東名化成(株)          | 200百万円 | 100                     | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売        | 愛知県日進市 |
|    | シーダム(株)          | 120百万円 | 100                     | 機能性フィルム等の製造・加工・販売          | 大阪市中央区 |
|    | (株)倉敷アイピースクエア    | 100百万円 | 100                     | ホテル・レストラン・ゴルフ練習場・文化施設の経営ほか | 岡山県倉敷市 |

| 区分 | 会社名                   | 資本金         | 議決権比率<br>当社出資比率 | 主要な事業内容             | 所在地                    |
|----|-----------------------|-------------|-----------------|---------------------|------------------------|
| 海外 | クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有) | 18,764千リアル  | 97.3%           | 綿糸・羊毛・その他繊維の糸の製造・販売 | ブラジル国<br>ポントグロッサ市      |
|    | タイ・クラボウ(株)            | 550,000千バーツ | 49.3            | 綿・合織の糸・織物の製造・販売     | タイ国<br>バンコック市          |
|    | (株)クラボウ・マヌガル・テキスタイル   | 26,000千米ドル  | 51.7            | 綿・合織の糸・織物の製造・販売     | インドネシア国<br>ジャカルタ市      |
|    | 広州倉敷化工製品有限公司          | 7,000千米ドル   | 80              | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売 | 中国広東省<br>広州経済技術<br>開発区 |
|    | 広州倉福塑料有限公司            | 1,825千米ドル   | 51<br>(51)      | ポリウレタンフォームの製造・加工・販売 | 中国広東省<br>広州市           |

- (注) ①上記記載の重要な子会社12社を含め、当連結会計年度の連結子会社は25社、持分法適用会社は2社であります。
- ②「当社の議決権比率または出資比率」欄の( )内は、間接所有割合で内書きであります。
- ③広州倉福塑料有限公司の出資比率につきましては、当社が51%出資している香港倉福塑料有限公司を通じて間接所有しているものであります。
- ④平成27年10月1日をもって、(株)倉敷アイビースクエアは、当社のグループ会社である(株)マスティ倉敷を吸収合併し、資本金の額を1億円に減少しました。

### 3. 当社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 977,011千株  
 (2) 発行済株式の総数 246,939千株  
 (3) 株主数 19,991名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                             | 持 株 数(千株) | 持 株 比 率(%) |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                               | 11,180    | 4.93       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                 | 11,180    | 4.93       |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                               | 9,200     | 4.05       |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行                                                   | 7,265     | 3.20       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                        | 7,158     | 3.15       |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO                           | 6,068     | 2.67       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                          | 4,548     | 2.00       |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社                                           | 4,120     | 1.81       |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE<br>UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 3,845     | 1.69       |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社                                       | 3,200     | 1.41       |

(注) ①当社は、自己株式を20,299千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は、株主還元の強化および資本効率の向上を図るため、平成28年2月23日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、次のとおり実施しました。

ア. 取得の内容

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 4,000,000株
- ・株式取得価額の総額 817,149,000円
- ・取得した期間 平成28年2月24日から平成28年3月15日まで (約定ベース)
- ・取得した方法 東京証券取引所における市場買付け

イ. 上記アにより取得した自己株式の全数については、平成28年5月31日に消却を行う予定であります。

#### 4. 当社の取締役および監査役に関する事項（平成28年3月31日現在）

##### (1) 当社の取締役および監査役の氏名等

| 地 位              | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>取締役会長   | 井 上 晶 博 |                                                                                          |
| 代表取締役<br>取締役社長   | 藤 田 晴 哉 |                                                                                          |
| 代表取締役<br>専務執行役員  | 北 川 晴 夫 | 人事部、人材開発部、エレクトロニクス事業部、エンジニアリング部、バイオメディカル部担当                                              |
| 取 締 役<br>執 行 役 員 | 北 畠 篤   | 繊維事業部長 兼 営業部門長 兼 海外事業統括<br>重要な兼職の状況<br>(株)アラミスインターナショナル 代表取締役・取締役社長                      |
| 取 締 役<br>執 行 役 員 | 馬 場 紀 生 | 化成品事業部長                                                                                  |
| 取 締 役<br>執 行 役 員 | 佐 野 高 司 | 繊維事業部 副事業部長 兼<br>技術部門長 兼 技術部長                                                            |
| 取 締 役<br>執 行 役 員 | 本 田 勝 英 | 総務部、不動産開発部担当 兼<br>総務部長 兼 倉紡記念館長                                                          |
| 取 締 役<br>執 行 役 員 | 稲 岡 進   | 企画室、経理部、システム部、技術研究所担当 兼<br>企画室長                                                          |
| 常勤監査役            | 原 田 健   |                                                                                          |
| 監 査 役            | 宮 二 朗   | 重要な兼職の状況<br>(株)大和 代表取締役・取締役社長                                                            |
| ※ 監 査 役          | 茂 木 鉄 平 | 重要な兼職の状況<br>塩野義製薬(株) 社外取締役<br>(株)ニイタカ 社外取締役（監査等委員）<br>弁護士法人大江橋法律事務所 社員<br>大江橋法律事務所 パートナー |

(注) ①監査役 宮 二郎、茂木鉄平の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

両氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、また、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

- ②常勤監査役 原田 健氏は、当社の財務部門、監査部門の役職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③※監査役 茂木鉄平氏は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
- ④平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 上田睦治氏は辞任し、また監査役 津田和明氏は任期満了により退任しました。
- ⑤当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は15名で、上記記載の取締役を兼務する専務執行役員1名、執行役員5名のほかに、常務執行役員 藤原秀則、八木克眞、執行役員 岡田 治、西澤厚彦、藤井裕詞、中村 潔、相徳朗人、川野憲志、安川洋の9名で構成されております。
- ⑥平成28年4月1日より、事業セグメントを変更したため、取締役の担当業務につき一部変更が生じております。

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 177百万円

監査役 5名 36百万円（うち社外監査役 3名 10百万円）

- (注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ②上記の人数には、平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含めております。

## (3) 社外役員等に関する事項

### ①重要な兼職の状況等

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 先 法 人 等   | 兼 職 の 内 容        | 関 係 |
|-------|---------|---------------|------------------|-----|
| 社外監査役 | 宮 二 朗   | (株)大和         | 代表取締役<br>取締役社長   | —   |
|       | 茂 木 鉄 平 | 塩野義製薬(株)      | 社外取締役            | —   |
|       |         | (株)ニイタカ       | 社外取締役<br>(監査等委員) | —   |
|       |         | 弁護士法人大江橋法律事務所 | 社員               | —   |
|       |         | 大江橋法律事務所      | パートナー            | —   |

## ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 監 査 役 | 宮 二 朗   | 当事業年度における14回の取締役会のうち、12回の取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における12回の監査役会のうち、11回の監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。                                |
|           | 茂 木 鉄 平 | 平成27年6月26日開催の第207回定時株主総会において選任され、就任後に開催された11回の取締役会のうち、10回の取締役会に出席し、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、就任後に開催された9回すべての監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。 |

## ③不適切行為に関する対応の概要

事業報告8頁記載の不適切行為のいずれにつきましても、監査役 宮 二郎、茂木鉄平の両氏は、当該事実が判明するまで認識しておりませんでした。就任時より常々法令遵守の視点に立ち、取締役の職務の執行についての監査を行ってまいりました。

製品の検査成績表の不備につきましても、当該事実に関する社内調査の結果等につき監査するとともに、再発防止策の策定、実施につきましても監査を行いました。循環取引等の不適切行為につきましても、茂木鉄平氏は特別調査委員会の委員長、宮 二郎氏は同委員会の委員にそれぞれ就任し、当該事実の調査にあたるとともに、グループ会社における横領事案を含む再発防止策の提案等について独立した立場から積極的に助言を行いました。また、再発防止策の策定、実施につきましても監査を行いました。

#### ④責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

#### ⑤社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役の役割を十分に認識し、当社グループの企業価値の向上のため、従前より候補者の選定について検討してまいりました。かかる検討の結果等を踏まえ、当社は、平成27年6月26日開催の第207回定時株主総会に先立ち、社外取締役候補者の人選に精力的に努め、その結果候補者からの内諾を得るに至ったことから、同定時株主総会において、社外取締役選任議案を提出する予定でありました。しかしながら、同年5月初旬、同候補者から、ご本人のやむを得ない事情により社外取締役候補者となることを辞退する旨の申出を急遽受けるに至りました。かかる申出から第207回定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、同候補者に代わる適任者を選定することは時間的に極めて困難であったことから、同定時株主総会には社外取締役選任議案を提出しておらず、そのため当社は、当事業年度末日においては社外取締役を置いておりません。

当社はこのたび、精力的な人選に改めて努めた結果、適任の社外取締役候補者を確保することができました。また、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」に移行することを決定しました。これにより、平成28年6月29日開催予定の第208回定時株主総会に監査等委員である社外取締役を3名選任する議案を提出する予定であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

129百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

146百万円

(注) ア. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。なお、上記の報酬等の額には、過年度決算の訂正に係る監査業務に関する報酬が含まれております。

イ. 当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラボウ(株)、(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。また、事業報告8頁記載の循環取引等の不適切行為に関する監査手続および訂正報告書に係る監査等についての会計監査人の報酬等の額についても、同様の検証を行い、同意しました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社内研修に係る業務を委託しております。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査役会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行が不適當であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

(注) 平成28年6月29日開催予定の第208回定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行いたしました際には、監査等委員会が改めて本方針の内容を決定いたします。

#### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

##### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

##### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヵ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

##### ③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査における社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### ◆ 業務の適正を確保するための体制（平成28年3月31日現在）

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月28日開催の取締役会の決議により、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。

改定後の当該体制の概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査役、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を制定
- ②行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④執行役員制度を採用
- ⑤監査室による内部監査の実施
- ⑥公益通報制度の運用
- ⑦反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ②毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社につき、事業内容、規模、本店所在地等に応じて、以下の体制を構築しております。

- ①当社グループ各社における取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・グループ各社におけるクラブウグループ倫理綱領の実践
  - ・グループ各社の管理に関する規程等に基づく適切な管理、監督体制の構築
  - ・監査室によるグループ各社に対する監査の実施
  - ・クラブウC S R体制へのグループ各社の参加
- ②当社グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
  - ・グループ各社の管理に関する規程等におけるグループ各社が当社に報告すべき事項その他の報告に関する事項の規定および当該規定に基づく報告の実施

- ③当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理・コンプライアンスに関する規程等に基づくリスク管理の実施
  - ・諸規程に基づく人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスク管理の実施
- ④当社グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・クラボウグループの中期経営計画の策定、遂行によるグループとしての企業価値の向上
  - ・グループ経営戦略に関する会議を通じた、グループ各社との情報共有および適切な協業の実施
  - ・執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化

#### (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査役の監査への協力体制の整備に努めるとともに、監査役の監査に関する費用の適切な処理を行います。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査役の職務を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とし、監査役から指示があった事項については、速やかに、かつ、的確に実施する等、監査役からの指示の実行性を確保します。

また、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査役の同意を必要とするなど、取締役からの独立性を確保します。

## (8) 監査役への報告に関する体制

監査役への報告に関する体制につきましては、監査役に対する報告に関する規程を制定し、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項として、次の事項を定めております。なお、監査役に報告すべき事項のうちグループ各社に関する事項につきましては、原則として当該グループ会社を担当する執行役員が監査役に報告するものとしています。

また、同規程において、報告者に対する不利益となる取扱いを禁止し、報告者の保護を図っております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④公益通報規程に基づく通報内容に関する事項

⑤上記①から④の各号でグループ各社に関する事項

⑥上記①から⑤に掲げられた以外のもので、監査役の監査に必要な事項

## ◆ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス、リスク管理に関する取組み

グループ会社全体のCSR活動を統括するクラブウCSR委員会のもとで、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティ、コンプライアンス等に関するリスクにつき、各専門委員会が当連結会計年度の活動方針に従い適切に実施し、その活動結果を取締役に報告しました。

また、監査室による当社およびグループ各社に対する監査を実施し、その結果を監査役等に報告しました。

なお、事業報告8頁記載の不適切行為については、専門委員会のひとつであるリスク管理・コンプライアンス委員会をはじめとする関係部門が、調査委員会の調査に協力しました。調査委員会の調査結果を踏まえて、取締役会の決議に基づき再発防止策を決定するとともに、その実施状況について、監査室およびリスク

管理・コンプライアンス委員会が監査を実施し、監査結果等については、取締役会に報告され、的確に実施できていることを確認しました。

## (2) 業務執行の適正性や効率性の向上

執行役員制度の採用により、経営と執行の分離を図っております。執行役員以上が参加する経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会に付議する事項についても議論することにより業務執行の適正性や効率性の向上に努めました。また、取締役会や経営会議の資料については、会日に先立って各取締役、各執行役員に配布し十分な情報提供を行いました。

## (3) 監査役の監査体制

社外監査役を含む監査役に対しては、取締役会において決算書類その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事項について報告し、また事業報告8頁記載の不適切行為についても報告する等、必要な報告を適宜実施しました。また、取締役会の資料については、会日に先立って各監査役に配布し十分な情報提供を行いました。

# 7. 株式会社の支配に関する基本方針

## (1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

### ① 中期経営計画の実施

当社グループは、平成28年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Advance' 18」をスタートしました。

「Advance' 18」では、「収益拡大に向けた事業変革」を基本方針に、重点施策として以下の6項目を掲げております。

- ・ 事業環境の変化に対応した海外ビジネスの拡大・強化と国内ビジネスの再構築
- ・ 将来市場を見据えたマーケット志向型事業への転換
- ・ 高付加価値かつ高収益ビジネスの追求
- ・ 技術革新と新規事業創出
- ・ 次世代リーダーの確保と育成
- ・ 信頼される企業づくり

以上の重点施策を実施することにより、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築するとともに、常に時代に先駆けるというマインドを高く持ちながら、当中期経営計画を推進してまいります。

### ② 株主の皆様への利益還元

当社では、株主の皆様に対する配当が、企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

### ③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、クラブウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルール遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、平成25年5月8日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「現行プラン」という。）を導入いたしました。また、同年6月27日開催の定時株主総会において、現行プランに対する株主の皆様の承認も得ております。

現行プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

#### (4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

現行プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

現行プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現行プランの廃止の決議がなされた場合には、現行プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現行プランの廃止の決議がなされた場合にも、現行プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等に当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、現行プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、当社は平成28年5月9日開催の取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現行プランを一部変更し、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本定時株主総会参考書類の第8号議案をご参照ください。

以 上

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>88,951</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>62,306</b>  |
| 現金及び預金          | 19,538         | 支払手形及び買掛金          | 24,375         |
| 受取手形及び売掛金       | 40,058         | 短期借入金              | 24,438         |
| 有価証券            | 1              | リース債務              | 58             |
| 商品及び製品          | 12,062         | 未払費用               | 3,327          |
| 仕掛品             | 8,004          | 未払法人税等             | 1,183          |
| 原材料及び貯蔵品        | 4,734          | 繰延税金負債             | 23             |
| 繰延税金資産          | 1,490          | 従業員預り金             | 1,363          |
| その他の当金          | 3,358          | 賞与引当金              | 1,344          |
| 貸倒引当金           | △296           | その他の               | 6,192          |
| <b>固定資産</b>     | <b>92,597</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>30,483</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>54,316</b>  | 長期借入金              | 2,950          |
| 建物及び構築物         | 25,579         | リース債務              | 92             |
| 機械装置及び運搬具       | 10,094         | 繰延税金負債             | 3,469          |
| 土地              | 13,977         | 役員退職慰労引当金          | 176            |
| リース資産           | 129            | 退職給付に係る負債          | 11,275         |
| 建設仮勘定           | 3,264          | 長期預り敷金保証金          | 11,855         |
| その他の            | 1,271          | その他の               | 663            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>797</b>     | <b>負債合計</b>        | <b>92,790</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>37,484</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 投資有価証券          | 33,871         | <b>株主資本</b>        | <b>84,959</b>  |
| 繰延税金資産          | 1,431          | 資本金                | 22,040         |
| 退職給付に係る資産       | 1,427          | 資本剰余金              | 18,207         |
| その他の当金          | 1,536          | 利益剰余金              | 48,508         |
| 貸倒引当金           | △782           | 自己株式               | △3,795         |
|                 |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△3</b>      |
|                 |                | その他有価証券評価差額金       | 9,497          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | △162           |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | △8,007         |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △1,331         |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>3,802</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>181,549</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>88,759</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>181,549</b> |

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額          |
|------------------------|--------------|
| 売上高                    | 173,229      |
| 売上原価                   | 146,816      |
| 売上総利益                  | 26,413       |
| 販売費及び一般管理費             | 22,064       |
| <b>営業利益</b>            | <b>4,349</b> |
| 営業外収益                  |              |
| 受取利息及び配当金              | 923          |
| 持分法による投資利益             | 48           |
| その他                    | 485          |
| 営業外費用                  |              |
| 支払利息                   | 522          |
| その他                    | 763          |
| <b>経常利益</b>            | <b>4,521</b> |
| 特別利益                   |              |
| 投資有価証券売却益              | 262          |
| 特別損失                   |              |
| 固定資産処分損                | 302          |
| 事務所移転費用                | 115          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>4,365</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,673        |
| 法人税等調整額                | △64          |
| <b>当期純利益</b>           | <b>2,757</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        | 148          |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>2,608</b> |

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>43,600</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>30,671</b>  |
| 現金及び預金          | 9,531          | 支払手形            | 3,284          |
| 受取手形            | 4,075          | 短期借入金           | 11,773         |
| 売掛金             | 16,486         | 繰上入金            | 5,979          |
| 商品及び製品          | 4,863          | 未払費用            | 39             |
| 仕掛品             | 3,988          | 未払法人税等          | 2,509          |
| 材料及び貯蔵品         | 1,329          | 前払法人事業引当り       | 1,956          |
| 前渡金             | 286            | 前払消費税           | 633            |
| 前払費用            | 39             | 前払賞与            | 1,399          |
| 繰延税金資産          | 848            | 前払賞与引当り         | 968            |
| 未収入金            | 2,046          | 前払関係支払手形        | 644            |
| その他の金           | 128            | 前払関係支払手形        | 1,363          |
| 貸倒引当金           | △23            | 前払関係支払手形        | 72             |
|                 |                | 前払関係支払手形        | 46             |
| <b>固定資産</b>     | <b>84,806</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>23,427</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>32,545</b>  | 長期借入金           | 100            |
| 建物              | 16,804         | 繰上借入金           | 55             |
| 構築物             | 1,865          | 繰延税金負債          | 3,704          |
| 機械及び装置          | 3,040          | 退職給付引当金         | 7,212          |
| 車両運搬具           | 5              | 退職給付引当金         | 31             |
| 工具、器具及び備品       | 702            | 繰延税金負債          | 11,788         |
| 土地              | 6,915          | 繰延税金負債          | 536            |
| リース資産           | 91             |                 |                |
| 建設仮勘定           | 3,121          | <b>負債合計</b>     | <b>54,098</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>279</b>     | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 借地権             | 19             | <b>株主資本</b>     | <b>64,922</b>  |
| ソフトウェア          | 141            | 資本金             | 22,040         |
| その他             | 119            | 資本剰余金           | 18,207         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>51,980</b>  | 資本剰余金           | 15,255         |
| 投資有価証券          | 31,745         | 資本剰余金           | 2,951          |
| 関係会社株           | 17,673         | 利益剰余金           | 28,470         |
| 出資              | 0              | 利益剰余金           | 4,090          |
| 長期貸付            | 218            | 利益剰余金           | 24,379         |
| 前払年金費用          | 2,038          | 利益剰余金           | 1,500          |
| その他の他           | 417            | 利益剰余金           | 330            |
| 貸倒引当金           | △112           | 利益剰余金           | 13             |
|                 |                | 利益剰余金           | 4,698          |
| <b>資産合計</b>     | <b>128,406</b> | 利益剰余金           | 14,000         |
|                 |                | 利益剰余金           | 3,837          |
|                 |                | 利益剰余金           | △3,795         |
|                 |                | 利益剰余金           | 9,385          |
|                 |                | 利益剰余金           | 9,418          |
|                 |                | 利益剰余金           | △32            |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>74,308</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>128,406</b> |

## 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額          |
|-------------------------|--------------|
| 売 上 高                   | 89,776       |
| 売 上 原 価                 | 76,182       |
| 売 上 総 利 益               | 13,593       |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 11,700       |
| <b>営 業 利 益</b>          | <b>1,893</b> |
| 営 業 外 収 益               |              |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 1,060        |
| そ の 他                   | 547          |
| 営 業 外 費 用               |              |
| 支 払 利 息                 | 203          |
| そ の 他                   | 326          |
| <b>経 常 利 益</b>          | <b>2,970</b> |
| 特 別 利 益                 |              |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 262          |
| 特 別 損 失                 |              |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 1,575        |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 302          |
| 事 務 所 移 転 費 用           | 115          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  | <b>1,239</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 866          |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △177         |
| <b>当 期 純 利 益</b>        | <b>549</b>   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 原 健 二 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原健二 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下寛司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第208期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。  
なお、事業報告に記載のとおり繊維事業部門での一部製品の検査成績表の不備、循環取引等の不適切行為が発覚し、内部統制の運用の一部に不備があることが判明しました。  
これらに対して、製品の検査成績表の不備については、当該事実に関する社内調査の結果等に基づき適切な対応及び再発防止策が実施されたことを確認しました。また、循環取引等の不適切行為については、各監査役が特別調査委員会の委員長又は委員に就任し、当該事実の調査にあたるとともに、グループ会社における横領事案を含み過年度の決算訂正等の適切な対応及び再発防止策が実施されたことを確認しました。再発防止策の実施等により、当該内部統制の不備は、事業年度末時点では解消されたことを確認しました。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月24日

倉敷紡績株式会社 監査役会

常勤監査役 原 田 健 ㊟

社外監査役 宮 二 朗 ㊟

社外監査役 茂 木 鉄 平 ㊟

以 上

以 上

# 株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第208期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題のひとつであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境はきびしい状況ではありますが、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当金に関する事項

- ①配当財産の種類  
金銭といたします。
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額1,133,200,930円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1)当社は、委員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除、重要な業務執行に関する決定の取締役への委任に係る規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2)また、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により責任限定契約を締結できる役員が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する規定の一部変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の整備等を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は、変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                            | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会<u>ならびに</u><br/><u>監査等委員会</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の数)<br/>第 19 条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役の選任)<br/>第 20 条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2. &lt; 省 略 &gt;<br/>3. &lt; 省 略 &gt;</p> <p>(取締役の任期)<br/>第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役の数)<br/>第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。<br/><u>2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)<br/>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で選任する。<br/>2. &lt; 現行どおり &gt;<br/>3. &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役の任期)<br/>第 21 条 取締役(<u>監査等委員を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>3. 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u><br/><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役にに対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第 27 条 &lt; 省 略 &gt;<br/> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数)<br/> 第 28 条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)<br/> 第 29 条 監査役は、株主総会で選任する。<br/> 2. 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/> 第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> 第 28 条 &lt; 現行どおり &gt;<br/> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)<br/> 第 29 条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                      | 定 款 変 更 案            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>                                                                                                                                                                          | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> |
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>                                                                                                                                                     | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> |
| <p>(補欠監査役)</p> <p>第 32 条 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条の規定を準用する。</p> <p>3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。</p>                      | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> |

| 現 行 定 款                                                                                           | 定 款 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 6 章 計 算                                                                                         | 第 5 章 計 算                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第 34 条~第 37 条 &lt; 省 略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>第 30 条~第 33 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>&lt; 附 則 &gt;</p> <p>第 1 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任について、各監査等委員の同意を得て、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p> <p>第 2 条 当社は、第208回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令で定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 第208回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                      | 当社株式数   |
|-------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1     | 藤田晴哉<br>(昭和33年7月26日生) | 昭和58年4月入社<br>平成24年6月取締役・執行役員<br>平成25年6月取締役・常務執行役員<br>平成26年6月代表取締役・取締役社長（現任）                                                              | 93,000株 |
| 2     | 北川晴夫<br>(昭和26年2月3日生)  | 昭和49年4月入社<br>平成19年6月取締役<br>平成23年6月上席執行役員<br>執行役員制度導入に伴い、<br>取締役を退任<br>平成24年6月取締役・常務執行役員<br>平成26年6月代表取締役・専務執行役員（現任）<br>(環境メカトロニクス事業部長を委嘱) | 52,000株 |
| 3     | 北島篤<br>(昭和35年1月11日生)  | 昭和57年4月入社<br>平成18年4月繊維素材部長<br>平成25年6月執行役員<br>平成26年6月取締役・執行役員（現任）<br>(繊維事業部長兼海外事業統括を委嘱)<br><br>重要な兼職の状況<br>(株)アラミスインターナショナル 代表取締役・取締役社長   | 27,000株 |

| 候補者<br>番号 | 氏<br>(生年月日) 名              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                        | 当社株式<br>所有数 |
|-----------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4         | 馬場紀生<br>(昭和34年6月9日生)       | 昭和57年 4月 入社<br>平成16年10月 産業資材部長<br>平成24年 6月 執行役員<br>平成26年 6月 取締役・執行役員 (現任)<br>(化成品事業部長を委嘱)                                  | 22,000株     |
| 5         | 本田勝英<br>(昭和31年12月20日生)     | 昭和56年 4月 入社<br>平成21年 6月 総務部長 兼 倉紡記念館長<br>平成24年 6月 執行役員<br>平成26年 6月 取締役・執行役員 (現任)<br>(総務部、不動産開発部担当 兼 総務部長 兼 倉紡記念館長を委嘱)      | 27,000株     |
| 6         | 稲岡進<br>(昭和35年6月3日生)        | 昭和58年 4月 入社<br>平成19年 5月 化成品業務部長<br>平成22年 6月 常勤監査役<br>平成26年 6月 取締役・執行役員 (現任)<br>(企画室、経理部、システム部、人事部、人材開発部、技術研究所担当 兼 企画室長を委嘱) | 30,000株     |
| 7         | ※<br>藤井裕詞<br>(昭和35年9月22日生) | 昭和58年 4月 入社<br>平成23年 4月 経理部長<br>平成25年 6月 執行役員 (現任)<br>(経理部長を委嘱)                                                            | 26,000株     |

- (注) ①候補者 北畠 篤氏は、(株)アラミスインターナショナルの代表取締役・取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し商標の有償貸与および建物の賃貸等を行っております。他の候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
- ②※印は、新任の取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                          | 当社株式<br>所有数 |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | ※<br>お だ お<br>か 田 さ<br>み 治<br>(昭和35年10月21日生) | 昭和59年4月 入社<br>平成22年6月 人事部長<br>平成24年6月 執行役員(現任)<br>(人事部長を委嘱)                                                                                                                                  | 22,000株     |
| 2     | ※<br>み じ ろ<br>みや 二 朗<br>(昭和32年4月5日生)         | 昭和56年10月 (株)大和 入社<br>昭和62年5月 同社 取締役<br>平成元年5月 同社 常務取締役<br>平成5年5月 同社 専務取締役<br>平成9年5月 同社 代表取締役・取締役副社長<br>平成11年5月 同社 代表取締役・取締役社長(現任)<br>平成23年6月 当社 監査役(現任)<br><br>重要な兼職の状況<br>(株)大和 代表取締役・取締役社長 | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 当社株式<br>所有数 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | ※<br>茂木鉄平<br>(昭和33年10月17日生) | 昭和58年4月 伊藤忠商事(株) 入社<br>昭和61年3月 同社 退職<br>平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>大江橋法律事務所 入所<br>平成4年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン&<br>ハミルトン法律事務所<br>(Cleary,Gottlieb,Steen & Hamilton LLP)<br>ブラッセル・オフィス勤務<br>平成5年1月 デブラウ ブラックストーン ウエスト<br>プロウク公証人・弁護士事務所<br>(De Brauw Blackstone Westbroek)<br>ロッテルダム・オフィス勤務<br>平成6年4月 大江橋法律事務所 パートナー(現任)<br>平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員(現任)<br>平成16年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院)<br>教授<br>平成21年6月 塩野義製薬(株) 社外取締役(現任)<br>平成22年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院)<br>非常勤講師(現任)<br>平成26年8月 (株)ニイタカ 社外監査役<br>平成27年6月 当社 監査役(現任)<br>平成27年8月 (株)ニイタカ 社外取締役(監査等委員)(現任)<br><br>重要な兼職の状況<br>塩野義製薬(株) 社外取締役<br>(株)ニイタカ 社外取締役(監査等委員)<br>弁護士法人大江橋法律事務所 社員<br>大江橋法律事務所 パートナー | 0株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                              | 当社株式<br>所有数 |
|-------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4     | ※<br>新川大祐<br>(昭和39年4月28日生) | 平成3年5月 公認会計士登録<br>平成3年8月 税理士登録<br>平成14年4月 北斗税理士法人 設立<br>北斗税理士法人 社員<br>平成15年1月 北斗税理士法人 代表社員(現任)<br>平成24年6月 (株)島精機製作所 社外監査役(現任)<br><br>重要な兼職の状況<br>(株)島精機製作所 社外監査役<br>北斗税理士法人 代表社員 | 0株          |

(注) ①各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

②※印は、新任の取締役候補者であります。

③社外取締役に関する事項

ア. 宮 二郎氏、茂木鉄平氏および新川大祐氏は社外取締役候補者であります。

3氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員要件も満たしております。宮 二郎、茂木鉄平の両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、新川大祐氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

イ. 宮 二郎氏を社外取締役候補者とした理由

宮 二郎氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、社外取締役として客観的かつ独立した立場から、取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。

ウ. 茂木鉄平氏を社外取締役候補者とした理由

茂木鉄平氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。

エ. 新川大祐氏を社外取締役候補者とした理由

新川大祐氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な経験と高い会計的知見を有しており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。

オ. 不適切行為に関する対応の概要

宮 二郎、茂木鉄平の両氏が当社の社外監査役として在任中、事業報告 8 頁記載の不適切行為が判明しました。両氏は、当該事実が判明するまで認識しておりませんでした。就任時より常々法令遵守の視点に立ち、取締役の職務の執行についての監査を行ってまいりました。

製品の検査成績表の不備につきましては、当該事実に関する社内調査の結果等につき監査するとともに、再発防止策の策定、実施につきましても監査を行いました。循環取引等の不適切行為につきましては、茂木鉄平氏は特別調査委員会の委員長、宮 二郎氏は同委員会の委員にそれぞれ就任し、当該事実の調査にあたりとともに、グループ会社における横領事案を含む再発防止策の提案等について独立した立場から積極的に助言を行いました。また、再発防止策の策定、実施につきましても監査を行いました。

カ. 宮 二郎、茂木鉄平の両氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は、次のとおりであります。

宮 二郎氏 5年

茂木鉄平氏 1年

④非業務執行取締役（社外取締役）との責任限定契約について

当社は、現在、社外監査役 宮 二郎、茂木鉄平の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、両氏の社外取締役への選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、新川大祐氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる事態に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                       | 当社株式<br>所有数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 山尾哲也<br>(昭和26年9月22日生) | 昭和59年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)<br>阪神法律事務所 入所<br>平成3年4月 ときわ総合法律事務所 設立<br>平成16年4月 山尾法律事務所 設立<br>平成27年9月 梅田新道法律事務所 入所<br>梅田新道法律事務所 パートナー(現任)<br>平成28年3月 (株)サイプレスクラブ 社外監査役(現任)<br><br>重要な兼職の状況<br>(株)サイプレスクラブ 社外監査役<br>梅田新道法律事務所 パートナー | 0株          |

(注) ①山尾哲也氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

②山尾哲也氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしておりますので、同氏が社外取締役に就任した場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

③山尾哲也氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査、監督していただくことができると考えております。

- ④山尾哲也氏が社外取締役になされた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

#### **第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬額は、昭和57年7月21日開催の第174回定時株主総会において月額2,500万円以内とご決議いただき今日に至っております。当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を従来の取締役報酬額と同額の月額2,500万円以内と定めることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

#### **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、月額500万円以内と定めることとさせていただきます。

第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

## 第8号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成25年5月8日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の継続を決議し、同6月27日開催の当社第205回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。

現行プランの有効期限は平成28年6月開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めた現行プランの在り方について検討してまいりました。その結果、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、下記のとおり現行プランを一部変更して継続することを決定し、公表いたしました。（継続後の買収防衛策を以下「本プラン」といいます。）

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合には、本プランの有効期限は平成31年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本プランを決定した当社取締役会決議に先立ち、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

本プランの主要な変更点は、以下のとおりです。

- ①本定時株主総会における第2号議案「定款一部変更の件」を承認可決いただくことを条件として、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い廃止される監査役制度に関する所要の変更を行いました。なお、当該変更は、本定時株主総会において第2号議案「定款一部変更の件」を承認可決いただき、当社が監査等委員会設置会社となることを条件としてその効力が生じるものいたします。
- ②その他、本プランがよりわかりやすいものとなるよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

## 「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### 1. 当社グループの企業価値の源泉

当社は、明治21年、岡山県倉敷に紡績会社として誕生し、以後約130年に亘り、創業時の「謙受」<sup>1</sup>「同心戮力」<sup>2</sup>の精神を受け継ぎ、繊維事業、化成品事業を中心にグローバルな視点に立った事業展開を行っております。昭和63年の創立100周年の際には、経営理念「私たちクラボウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を定め、社会に対して新しい価値を提供する企業として、企業価値の向上をめざしております。

当社グループは、当社および国内外の関係会社約40社で構成され、繊維事業、化成品事業、環境メカトロニクス事業、食品・サービス事業、不動産事業を行っております。

当社グループの企業価値の源泉は、お取引先様との強固な信頼関係にあると考えており、この企業価値を高めるため、当社グループの国内・海外の拠点を活用し、永年に亘り培った技術とノウハウをベースに、開発・製造・販売の各部門が一体となって、お取引先様のニーズに応える商品のスピーディーな開発・提供に努めております。

- 
- 1 満足して驕り高ぶる者は損なわれ、謙虚に努力する者は利益を受けること。（中国最古の経典「書経」の一節「満招損、謙受益、時乃天道」より。）
  - 2 一人一人の働きや才能が異なっても、目的を達成するために、皆が心を一つにして互いに力を合わせて協力していこうということ。（孔子の史書「春秋左氏伝」にある「戮力、同心」より。）

## 2. 企業価値の向上および株主共同の利益の確保のための取組み

このような創業以来の永い間の一つ一つの取組みの積重ねが、現在の当社グループの礎となっており、当社グループの企業文化の継続・発展を通してのみ、当社グループの社会的存在価値を高めていくことが可能であると認識しております。そしてその結果として、企業価値の向上および株主の皆様やお取引先様をはじめとするすべてのステークホルダーとの共同利益の最大化を可能とすることができるものと考えております。そのため、現在当社グループでは、将来のさらなる成長・発展を期し、次の取組みを実施しております。

### ①中期経営計画の実施

当社グループは、平成28年4月から3ヵ年の新中期経営計画「Advance' 18」をスタートしました。「Advance' 18」では、「収益拡大に向けた事業変革」を基本方針に、重点施策として以下の6項目を掲げております。

- ・ 事業環境の変化に対応した海外ビジネスの拡大・強化と国内ビジネスの再構築
- ・ 将来市場を見据えたマーケット志向型事業への転換
- ・ 高付加価値かつ高収益ビジネスの追求
- ・ 技術革新と新規事業創出
- ・ 次世代リーダーの確保と育成
- ・ 信頼される企業づくり

以上の重点施策を実施することにより、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築するとともに、常に時代に先駆けるというマインドを高く持ちながら、当中期経営計画を推進してまいります。

### ②株主の皆様への利益還元

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

### ③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラボウグループ倫理綱領」に則り、クラボウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルールへの遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりをめざして、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

### ④コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、本定時株主総会における定款一部変更に関する議案を承認可決いただくことを条件として監査等委員会設置会社へ移行し、経営の透明性の向上および取締役会の監督機能の強化を図っていく所存でございます。なお、これによって、社外取締役3名が新たに選任される予定となっております。

これらの取組みを着実に実行していくことで、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考えております。

## Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

### 1. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主および投資家の皆様の適切なご判断のために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、平成28年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1のとおりです。なお、当社は現時点において、当社株式等の大規模買付行為にかかる提案は受けておりません。

## 2. 独立委員会の設置

本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。なお、独立委員会の委員には、別紙3に記載の3氏が就任いたします。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランにかかる手続き

#### ①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(i)当社が発行者である株式等<sup>3</sup>について、保有者<sup>4</sup>の株式等保有割合<sup>5</sup>が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等<sup>6</sup>について、公開買付け<sup>7</sup>にかかる株式等所有割合<sup>8</sup>およびその特別関係者<sup>9</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を日本語にて記載していただきます。

- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じといたします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものといたします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「保有者」をいい、同条第3項に基づき「保有者」に含まれる者を含みます。
- 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じといたします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じといたします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じといたします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じといたします。

(i) 買付者の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者が現に保有する当社株式等の数および意向表明書提出前60日間における買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 買付者が提案する大規模買付等の概要（買付者が大規模買付等により取得を予定する当社株式等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>10</sup>またはその他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合には、そのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の意向表明書を提出いただいた場合には、買付者は、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語にて提供していただきます。

---

10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。

まず、当社は、買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者は、当該「情報リスト」に従って、十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主および投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会ないし独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i)買付者およびそのグループ（共同保有者<sup>12</sup>、特別関係者およびファンドの場合は各組合員もしくはその他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前および職歴等を含みます。）
- (ii)大規模買付等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数、大規模買付等を行った後における株式等所有割合および大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じといたします。

12 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じといたします。

- (iii)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
  - (iv)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
  - (v)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
  - (vi)買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約およびその他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
  - (vii)買付者が大規模買付等において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
  - (viii)大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
  - (ix)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会およびその他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
  - (x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- なお、当社取締役会は、買付者から大規模買付等の提案がなされた場合、その事実および概要について、速やかに開示し、また本必要情報の概要およびその他の情報のうち株主および投資家の皆様のご判断に必要であると当社取締役会および独立委員会が認める情報がある場合にも、速やかに開示いたします。
- また、当社取締役会は、買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、あわせて開示いたします。

(i)対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、買付者との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務を執行する経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して、以下に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i)買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することといたします。

(ii)買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告することといたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる行為が意図されている等、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

#### ⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からその必要性および相当性を勘案したうえで、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものいたします。

#### ⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行うものとしたします。

#### ⑧大規模買付等の開始

買付者は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしたします。

### (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てといたします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしたします。

### (3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されるものとしたします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものとしたします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとしたします。

他方、当社取締役会が、本プランの内容について株主の皆様へ実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととしたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容およびその他当社取締役会および独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行うものとしたします。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の保有する当社株式等にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記3.(1)に記載のとおり、買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意下さい。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済

的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者は、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.(1)⑦に記載の手続き等に従い、対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、別紙5記載の7.および8.に定めるところにより本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

なお、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において買付者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することがあります。この場合、買付者以外の株主の皆様におかれましては、本新株

予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社株式を受領することになるため、本新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので、当該開示または通知の内容をご確認下さい。

#### **IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の状態の維持を目的とするものではないことの判断およびその理由**

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた場合に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続するものであり、I.に述べた当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の状態の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

##### **(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの廃止または変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い廃止または変更されることとなります。従いまして、本プランには、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務を執行する経営陣から独立している、当社の社外取締役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される3名以上5名以下の委員により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.3.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

当社の大株主の状況（平成28年3月31日現在）

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 1. 発行可能株式総数 | 977,011千株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 246,939千株 |
| 3. 株主数      | 19,991名   |
| 4. 大株主      |           |

| 株 主 名                                                             | 持 株 数(千株) | 持 株 比 率(%) |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                               | 11,180    | 4.93       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                                 | 11,180    | 4.93       |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                               | 9,200     | 4.05       |
| 株 式 会 社 中 国 銀 行                                                   | 7,265     | 3.20       |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                         | 7,158     | 3.15       |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO                           | 6,068     | 2.67       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                           | 4,548     | 2.00       |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社                                           | 4,120     | 1.81       |
| RBC ISB S/A DUB NON RESIDENT/TREATY RATE<br>UCITS-CLIENTS ACCOUNT | 3,845     | 1.69       |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社                                       | 3,200     | 1.41       |

- (注) 1. 当社は、自己株式を20,299千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

### 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員会委員の員数は、3名以上5名以下とし、当社の業務を執行する経営陣から独立した、当社社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の日後、平成31年6月開催予定の定時株主総会の終結の時または別途当該委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は、当該議案の決議には参加できない。  
独立委員会委員のいずれかに事故その他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。決議内容につき賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本プランにかかる対抗措置の発動の是非
- (2) 本プランにかかる対抗措置の中止または発動の停止
- (3) 本プランの廃止または変更
- (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役員、従業員またはその他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントおよびその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

**独立委員会委員の略歴**

茂木 鉄平 (もぎ てっぺい)

茂木鉄平氏の略歴につきましては、第4号議案(候補者番号3)をご参照下さい。

宮 二郎 (みや じろう)

宮二郎氏の略歴につきましては、第4号議案(候補者番号2)をご参照下さい。

新川 大祐 (しんかわ だいすけ)

新川大祐氏の略歴につきましては、第4号議案(候補者番号4)をご参照下さい。

※茂木鉄平氏、宮二郎氏および新川大祐氏は社外取締役候補者であります。

3氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしております。茂木鉄平、宮二郎の両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、新川大祐氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

以上

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者が会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で、当社株式等の取得を行っている者、または行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合。
2. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の資産である事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等を買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、またはこの一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙い当社株式等の高値売り抜けを目的として、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合。
5. 買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収<sup>13</sup>等により、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合。

以上

---

13 最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいいます。

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数  
本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。
2. 割当て対象株主  
割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てを行うものといたします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。
6. 本新株予約権の譲渡制限  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>14</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>15</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者または(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>16</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

14 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等にかかる保有割合が20%以上である者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

15 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下本注において同じといたします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」をいいます。以下本注において同じといたします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）にかかる株式等の所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者およびその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないことといたします。

16 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合またはその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間およびその他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以上

## ＜第9号議案から第11号議案に関する補足説明＞

第208回定時株主総会招集ご通知2頁記載の「4. 決議事項に関する補足説明」をご参照ください。

### 第9号議案 取締役8名選任の件

井上晶博氏を除く取締役全員（7名）が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また井上晶博氏が同じく取締役を辞任されますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、第3号議案に記載されている候補者7名（本議案における候補者番号は、第3号議案と同様とします。）および第4号議案に記載されている新川大祐氏（第4号議案における候補者番号は4ですが、本議案における同氏の候補者番号は8とします。）であります。

- (注) ①候補者 北畠 篤氏は、(株)アラミスインターナショナルの代表取締役・取締役社長を兼務しており、当社は同社に対し商標の有償貸与および建物の賃貸等を行っております。他の候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
- ②新川大祐氏は、新任の社外取締役候補者であります。
- ③各候補者の略歴等に関しましては、第3号議案および第4号議案をご参照ください。

### 第10号議案 監査役1名選任の件

監査役 原田 健氏が本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、第4号議案に記載されている岡田 治氏（候補者番号1）であります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

- (注) ①候補者は、新任の監査役候補者であります。
- ②候補者の略歴等に関しましては、第4号議案をご参照ください。

## 第11号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる事態に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は、第5号議案に記載されている山尾哲也氏であります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

(注) ①山尾哲也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

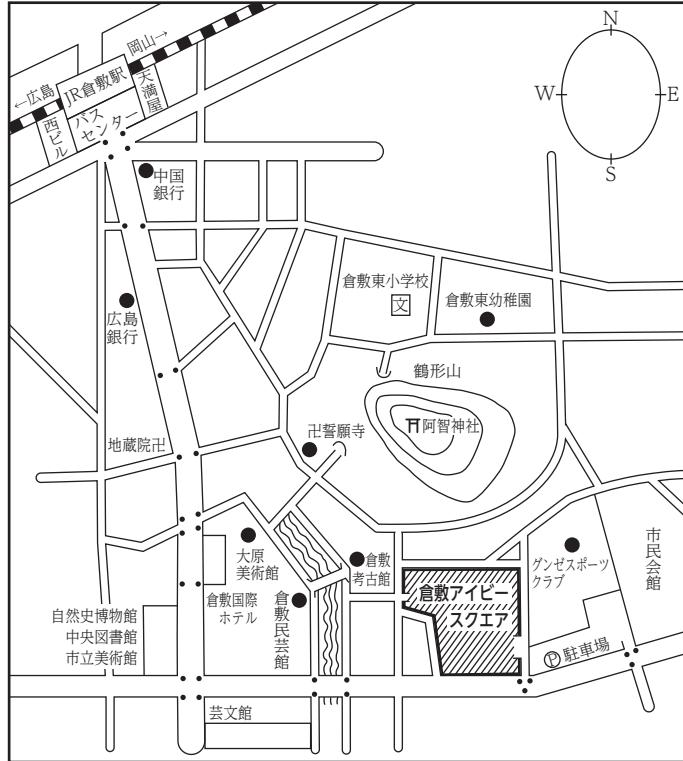
②山尾哲也氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

③山尾哲也氏の略歴等に関しましては、第5号議案をご参照ください。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 岡山県倉敷市本町7番2号  
倉敷アイビースクエア



※ J R 西日本山陽本線倉敷駅下車  
徒歩約15分

**UD**  
**FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。